

ドライブレコーダー導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 山口県トラック協会

平成 19 年 8 月 21 日制定

平成 21 年 3 月 24 日改定

平成 25 年 3 月 28 日改定

平成 26 年 5 月 12 日改定

平成 28 年 3 月 25 日改定

平成 31 年 3 月 22 日改定

令和 2 年 3 月 24 日改定

(目的)

第 1 条 一般社団法人山口県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、ドライブレコーダー車載器を導入する際、協会が代金の一部を助成することとし、もって、交通事故防止、エコドライブの推進に資することを目的とする。

(助成対象)

第 2 条 助成の対象は、次条に定めるドライブレコーダー車載器を山口県内に登録している事業用貨物自動車に取付ける会員事業者とする。

(助成対象機器)

第 3 条 助成の対象とする機器等は、新たに購入（一括、手形、割賦）又はリースにより導入するドライブレコーダー車載器（交通事故或いは急ブレーキ、急発進など危険運転及び不経済運転の状況を映像により日時、場所、状況を記録するシステム。）とする。

2 助成対象機種は、別表に定める機器等とする。なお、別表に定めのない新製品等で、ドライブレコーダー車載器として認められるものも助成対象とする。

(実施期間)

第 4 条 当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

なお、助成は先着順とし、予算額に達した場合は、その時点までとする。

(助成金の交付額)

第 5 条 助成金の交付額は、別表に示すとおりとする

2 申請は、1会員あたり車載器30台を限度とする。

3 消費税及び機器取付工賃は、助成の対象外とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成を受けようとする会員事業者は、機器等導入が完了したときは、別紙様式「ドライブレコーダー導入促進助成金交付申請書」(以下「申請書」という。)に必要事項を記入の上、協会へ1部提出するものとする。

2 前項に定める申請書には、ドライブレコーダー導入内訳書(別紙1)、装着車両の自動車検査証の写し、購入した品目及び型式、数量、金額を記載した納品書又は請求書の写し、支払いを証明する領収証の写し(金融機関振込金受取書等の写でも可)を添付すること。

3 手形による購入の場合は、手形決済完了後に決済日の記載がある領収証の写し及び販売店による支払完了を証する書類の写しを添付して申請すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による購入形態は、助成金を交付しない。

4 リース導入及び割賦購入の場合は、導入機器(品目及び型式、数量、金額)が記載されたリース契約書の写し又は、割賦契約書の写しを添付すること。

5 申請書の提出期限は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月31日とする。(土日にあたる場合は、その前の平日)

(助成金の交付)

第7条 協会は、前条に基づき申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、会員事業者に対して、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第9条 会員事業者は、交付対象の機器を導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、協会の承認を得た場合はこの限りでない。

(導入効果等の報告)

第 10 条 助成金の交付を受ける会員事業者は、別に定める調査票に基づき、機器等導入の効果等を協会に報告しなければならない。

2 助成金の交付を受ける会員事業者は、協会の求めがあった場合、原則として、導入した機器で得られたヒヤリハット映像および事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるものの他、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会がこれを別に定める。

附 則

第 1 条 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 条 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第 4 条 この要綱は、平成 26 年 5 月 12 日から施行する。

第 5 条 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 6 条 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 7 条 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。